

居住サポート住宅 認定申請 必要書類一覧チェックシート

① 居住安定援助計画認定申請書

提出書類

★居住サポート住宅情報提供システムに入力することで作成できます

- ☐ 居住安定援助計画認定申請書
- ☐ 認定申請書別紙
- ☐ 別添1・3 役員名簿（賃貸人や援助実施者が法人の場合）
- ☐ 別添2・4 役員名簿（賃貸人や援助実施者が未成年の場合で、法定代理人が法人の場合）

★別添1～4は、下記に該当する場合、提出不要です。
賃貸人が**宅地建物取引業、賃貸住宅管理業、住宅宿泊管理業**のいずれかに
該当する法人であり、申請書に免許・登録番号等を記載している場合

- ☐ 別添5 住宅の規模及び設備等
- ☐ 別添6 住宅の規模及び設備等 ※共同居住型賃貸住宅（シェアハウス）の場合

確認事項

- ☐ 申請を賃貸人（サブリース業者を含む）と援助実施者の共同で行うこと
賃貸人が自ら居住サポートを行う場合（委託等を含む）は、単独での申請も可能
- ☐ 専用住宅を1戸以上設けること
- ☐ 家賃の額が近傍同種の住宅とバランスがとれていること
- ☐ 住宅の規模が基準に適合していること
 - ◆ 一般住宅の場合
⇒ 25㎡以上
 - ◆ 設備（台所、収納設備及び浴室）が一部共用の場合
⇒ 18㎡以上
 - ◆ 共同居住型賃貸住宅（シェアハウス）の場合
 - ・1人専用居室 ⇒ 9㎡以上
 - ・住宅全体面積 ⇒ $(15 \times A + 10)$ ㎡以上
 - ※ A：入居可能者数、 $A \geq 2$
 - ◆ ひとり親世帯向け共同居住型賃貸住宅（ひとり親世帯向けシェアハウス）の場合
 - ・専用居室 ⇒ 12㎡以上（ただし、住宅全体の面積が $15\text{㎡} \times B + 24\text{㎡} \times C + 10\text{㎡}$ 以上の場合、10㎡）以上
 - ・住宅全体面積 ⇒ $15\text{㎡} \times B + 22\text{㎡} \times C + 10\text{㎡}$ 以上（ただし、 $B \geq 1$ かつ $C \geq 1$ もしくは $B=0$ かつ $C \geq 2$ ）
 - ※ B：ひとり親世帯向け居室以外の入居可能者数
- ☐ 要援助者に対する安否確認を、1日1回以上通信機器・訪問等により実施していること
- ☐ 要援助者に対する見守りを、月1回以上訪問等により実施していること

② 間取図

提出書類

- ☐ 【必須】間取がわかる図面（規模・設備の概要を表示したもの）

確認事項

- ☐ 規模（各戸の床面積）の概要が表示されていること
- ☐ 設備（台所、便所、浴室、収納等）の概要が表示されていること
- ★ 一般住宅で設備の一部が共用となっている場合、共用部分の間取り図の提出は不要です。
※ただし申請書には設備の記載が必要です。
- ★ 共同居住型住宅は、共用部分の間取り図の提出が必要です。

③ 居住サポートの内容及び提供の対価が確認できる書類

提出書類

- ☐ 【必須】居住サポートの内容の概要図（任意様式）
- ☐ 【適宜】援助実施者が提供する、居住サポートと同様の一般向けサービスの利用料がわかる書類
- ☐ 【適宜】委託契約書の写し（居住サポートを委託する場合で、委託先が決まっている場合）
- ☐ 【適宜】同意書等の写し（福祉サービスへのつなぎ先が民間事業者の場合）-----

担当者のサインや
打合せの議事録等も可

確認事項

- 無理のない体制・スケジュールになっていること
- 安否確認：異常検知後に入居者と連絡が取れない場合、認定事業者が把握できるフローになっていること
- 見守り：心身状況や日常生活の変化を確認できる方法で見守りを行い、認定事業者が見守りの結果を把握できるフローになっていること
- 福祉サービスへのつなぎ：つなぎ先に公的機関が含まれていること

④ 欠格要件等に該当しないことを誓約する書類

提出書類

★居住サポート住宅情報提供システムに入力することで作成できます

- ☐ 誓約書
- ☐ 誓約書別添

★誓約書別添は、下記に該当する場合、提出不要です。
賃貸人が宅地建物取引業、賃貸住宅管理業、住宅宿泊管理業のいずれかに該当する法人であり、申請書に免許・登録番号等を記載している場合

確認事項

- 申請者（賃貸人及び援助実施者）が欠格要件に該当しないこと
- 消防法、建築基準法等の規定に違反しないこと
- 地震に対する安全性に係る建築基準法等の規定に適合するものであること
- 基本方針に照らして適切なものであること

⑤ 耐震性を有することが確認できる書類 ※該当する場合のみ提出

提出書類及び確認事項

I 申請書に【竣工年月】を記載し、以下のいずれかに該当する場合

以下のいずれかに該当した場合

- ◆ 1～3階建てでS57.5以前に竣工
- ◆ 4～9階建てでS58.5以前に竣工
- ◆ 10～20階建てでS60.5以前に竣工
- ◆ 21階建以上



次のいずれかを提出

- ☐ S56.6以降に着工したことが確認できる書類
 - ・確認済証
 - ・検査済証
 - ・建築確認台帳記載事項証明書 等
- ☐ 新耐震基準等を満たすことが確認できる書類
 - ・耐震診断結果報告書
 - ・耐震改修報告書
 - ・耐震基準適合証明書 等

II 申請書に【着工年月】のみを記載している場合

- ◆ 着工年月に疑義がある場合など、必要に応じて、右記の書類提出を依頼することもありますので、申請時に協議をお願いします。



次のいずれかを提出

- ☐ S56.6以降に着工したことが確認できる書類
 - ・確認済証
 - ・検査済証
 - ・建築確認台帳記載事項証明書 等
- ☐ 新耐震基準等を満たすことが確認できる書類
 - ・耐震診断結果報告書
 - ・耐震改修報告書
 - ・耐震基準適合証明書 等

⑥ その他知事（市長）が必要と認める書類 ※該当する場合のみ提出

確認事項

- その他提出が必要な書類については、福岡市住宅計画課へご確認ください。

■ 注意事項等

【新耐震基準を満たさない場合】

- 原則として認定できません。認定を受けるためには、耐震改修が必要です。
- 耐震改修費補助を申請する場合に限り、耐震改修実施後の計画をもって、事前に登録を行うことができます。

■ 提出方法

- ①～⑤ ⇒「居住サポート住宅情報提供システム」への入力・データ添付により提出してください。
- ⑥ ⇒福岡市住宅計画課にお問い合わせの上、提出方法をご確認ください。